

本会会員に死亡退会された方がおられ、その配偶者様に対しての通知

- ①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の方が死亡した場合の相続手続きについて
戸籍法による死亡または失踪の届出義務者は、死亡から 30 日以内に、
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師名簿登録消除申請をしなければなりません。
先ずは「公益財団法人東洋療法研修試験財団」に連絡する。

〒105-0012 東京都港区芝大門 1 丁目 16 番 3 号 芝大門 116 ビル 6 階
公益財団法人東洋療法研修試験財団 ☎03-3431-8771

<申請に必要な書類を取得>

登録消除申請書

東洋療法研修試験財団から取り寄せた用紙を使用してください。

あ・は・き師免許証の原本

免許証原本紛失の場合は「紛失に係る申立書」を提出してください。

死亡診断書(コピー)または戸籍抄(謄)本(原本)

どちらかを必ず添付してください。

免許証紛失に係る申立書

東洋療法研修試験財団から取り寄せた用紙を使用してください。

上記の関係書類を整え、名簿登録消除申請をしてください。

- ②現在、開設している施術所を廃止した時は事実発生後 10 日以内に管轄の保健所へ
施術所廃止届出が必要です。

- ③保険取扱をしていた施術所を廃止するときは、受領委任の取扱いを辞退する、

療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更届

施術所廃止届の写し(施術所廃止の場合)

住民票等の死亡が確認できる書類(施術管理者が死亡した場合)

上記の関係書類を整え、所管する福島厚生局へ届出をしてください。

- ④所管する税務署に対して、個人事業主が廃業するときには、「個人事業の廃業等届出書」
を提出します。期限は廃業した日から 1 カ月以内です。